

入札監理小委員会における審議の結果報告 図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- ・ 本事業は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）において、関係法人のみによる応札など不透明な調達が多発していることを指摘する新聞報道（平成 27 年 12 月）を発端として、監理委員会として機構の契約状況等を確認していた過程において、機構から自主的に選定された事業のうちの 1 件である。（公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表に初めて記載された新規事業）
- ・ 本業務は機構の研究連携成果展開部（図書館）における以下の 2 業務である。
 - ①学術情報管理業務：
図書・学術誌・技術レポート等の受入、目録作成、装備、管理（図書館利用環境の維持、所在検査等）及び配付等の学術情報管理に関する業務
 - ②成果情報管理業務：
機構の研究開発成果情報（機構職員等が行った論文投稿及び口頭発表並びに機構が刊行する研究開発報告書類の情報）を記録した成果データの登録、管理等に関する業務

2. 市場化テストの実施に際して機構が行った取組について

- ・ 入札スケジュールの見直し（公告期間 14 日間以上→20 日間以上）
- ・ 従来の実施状況の開示（資料 2 - 2 23/75 ページ、入札説明会の実施）
- ・ 仕様の明確化

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

資料の閲覧について、「入札説明会の一週間前までに連絡すること」となっているが、閲覧の機会を増やす工夫をしてはどうか。

【対応 1】

資料の閲覧希望に適宜対応する旨を実施要項に記載した。（資料 2 - 2 9 /75 ページ）

【論点2】

市場化テスト導入にあたって総合評価落札方式としているが、評価項目が、従前の業者が有利に感じられるようになっていないか。創意工夫の提案を基礎点項目としている点、「本業務に関連する」業務実績を加点項目としている点など。

【対応2】

入札監理小委員会での審議を踏まえて、契約方式を、総合評価落札方式ではなく従前と同様の、総合評価落札方式以外の落札者決定方式とすることで、創意工夫の提案、「本業務に関連する」業務実績については項目から外すなど項目の見直しを行った。また、契約方式の見直しに伴う、実施要項案の修正と提案依頼書の追加を行った。

- ・ 実施要項案の修正（資料2-2 8/75 ページ）
- ・ 提案依頼書（資料2-2 63-75/75 ページ）

4. パブリック・コメントの結果

平成29年10月30日から11月13日までの間のパブリック・コメントを行った結果、1者から8件の意見及び質問が寄せられ、主な意見については以下のとおり対応している。なお、実施要項案の修正はない。

- ・ 「最低価格落札方式」ではなく「総合評価方式」を希望する。
 - 業務を遂行するにあたり、技術提案書に記載した各要求項目を満たした者であれば、履行できると判断し、最低価格落札方式としている。
- ・ 「国会図書館遠隔研修修了者」「検索技術者検定合格者」「TeX、LaTeX コマンド実務経験（3年以上）」という要件については「必須」ではなく「あれば尚良」または「知識・経験を有する」または「知識を有し、実務遂行が可能」という記載にしていきたい。
 - 質を担保し、的確に業務を遂行するために必要な技術力であると考えて要件としている。なお、技術提案書の記載例においても資格取得予定であることを許容している。
- ・ 受注者内に図書館業務を専門とする部署を有し、受注業務のバックアップ体制が整っていること、図書館業務における教育研修体制を有すること、科学技術資料を扱う図書館業務の受託実績が複数館・複数年有ること、という内容を受注者の必須要件とすべき。
 - 過度に体制や実績を求めることは応札可能な事業者が限られるため記載のままとする。

以上